

令和4年度 第2回

国民健康保険運営協議会協議事項

日時 令和4年12月6日（火）
午後4時30分～

会場 恵庭市民会館 第2会議室

令和4年度 第2回
国民健康保険運営協議会次第

1. 開 会

2. 市 長 挨 拶

3. 会 長 挨 拶

4. 議事録署名委員の選任

5. 協 議

協議事項 令和5年度 国民健康保険税率について

6. そ の 他

令和5年度国民健康保険税率について

1. 令和5年度国保事業費納付金の試算結果について

市町村は国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国保事業費納付金を北海道に納付します。また、北海道は市町村の国保運営に必要な標準的な保険税率を算定します。

北海道は令和5年度の国保事業費納付金と標準保険税率の仮係数による試算を行い、11月15日に結果が通知されました。

※納付金は、北海道が1月に行う確定係数を基にした本算定で確定します。

(1) 国保事業費納付金の試算結果

区分 \ 納付金額	R4年度確定納付金	R5年度納付金 (仮係数・概算額)	前年度対比
医療分	1,173,085,000 円	1,188,964,674 円	15,879,674 円
後期高齢者支援金分	333,995,000 円	334,871,313 円	876,313 円
介護分	88,437,000 円	90,912,412 円	2,475,412 円
合計	1,595,517,000 円	1,614,748,399 円	19,231,399 円

恵庭市が北海道へ納付する令和5年度国保事業費納付金は、一般・退職被保険者分として「約16億1,475万円」と試算されました(今年度と比較して約1,923万円の増額)。

増額となった要因としては、高齢化の進行や令和4年10月からの社会保険の適用拡大等によって被保険者数は減少が見込まれるものの、総診療費の減少は緩やかであるため、一人当たり保険給付費が上昇傾向にあり、新型コロナウイルスの影響によって減少していた医療機関への受診も今後は増加に転じることが想定されることから、全体の試算額は増額となりました。

(2) 標準保険税率の試算結果

		現行税率	標準保険税率	現行税率との差	標準保険税率 (市町村算定方式)	現行税率との差
医療分	所得割	9.38%	8.55%	-0.83%	9.07%	-0.31%
	均等割	26,800 円	27,718 円	918 円	26,482 円	-318 円
	平等割	25,900 円	28,129 円	2,229 円	25,327 円	-573 円
後期高齢者支援金分	所得割	2.95%	2.65%	-0.30%	2.86%	-0.09%
	均等割	8,600 円	8,822 円	222 円	8,532 円	-68 円
	平等割	8,100 円	8,953 円	853 円	7,954 円	-146 円
介護分	所得割	2.35%	1.89%	-0.46%	2.33%	-0.02%
	均等割	9,100 円	8,685 円	-415 円	8,779 円	-321 円
	平等割	5,600 円	6,711 円	1,111 円	5,360 円	-240 円
応能割・応益割		48:52	45:55(暫定)		48:52	

※標準保険税率…激変緩和による暫定比率(45:55)に基づいて算定、激変緩和終了後(令和6年以降)は47:53

※標準保険税率(市町村算定方式)…現行恵庭市の応能・応益割比率(48:52)に基づいて算定

2. 令和5年度国民健康保険税率改正について

現行税率と標準保険税率を基に令和5年度国保税の賦課総額の試算結果を比較したところ、約3,234万円の増額と見込みました。社会保険加入要件の拡大による国保加入者の更なる減少や、個人所得の変化など、不確定な要素が多数あるものの、次年度においては税率改正を行わなくても、現行税率で国保事業費納付金を納付できる見込みであることや、今後の基金活用方針に基づいた取り組みを行うために必要な税収は確保できるものと考えます。

(1) 令和5年度賦課総額の推計

	現行税率	標準保険税率 (市町村算定方式)	標準保険税率との差
医療分	996,028,206 円	972,086,881 円	23,941,325 円
後期高齢者支援金分	313,734,741 円	307,449,560 円	6,285,181 円
介護分	86,335,276 円	84,213,960 円	2,121,316 円
合計	1,396,098,223 円	1,363,750,401 円	32,347,822 円

3. 保険税課税限度額の改定案について

課税限度額は国の定める法定課税限度額の範囲内で市町村が決定することとなっています。令和4年3月31日に地方税法施行令が改正され、令和4年度からの法定課税限度額は、医療分が63万円から65万円に2万円引き上げ、後期高齢者支援分が19万円から20万円に1万円引き上げられ、介護支援分は据え置かれました。恵庭市では、国の1年遅れで改定を行っているため、令和5年度において、令和4年度法定課税限度額に改定を行うものです。

(1) 改定の影響(令和4年9月末時点のデータから推計)

医療分	R4限度額	R5限度額	差(R5-R4)
課税限度額	63 万円	65 万円	2 万円
限度額超過世帯数	106 世帯	102 世帯	-4 世帯

後期高齢者支援分	R4限度額	R5限度額	差(R5-R4)
課税限度額	19 万円	20 万円	1 万円
限度額超過世帯数	106 世帯	102 世帯	-4 世帯

※介護保険分の限度額は17万円で変更なし

(2) 改定により見込まれる課税増加額(令和4年9月末時点のデータから推計)

医療分	2,040,000 円
後期高齢者支援金分	1,020,000 円

(3)課税限度額を超過する所得の目安

医療分		R4限度額(63万円)	R5限度額(65万円)
1人世帯	所得	6,580,000 円	6,790,000 円
	収入	約 8,640,000 円	約 8,870,000 円
2人世帯	所得	6,290,000 円	6,510,000 円
	収入	約 8,320,000 円	約 8,560,000 円
3人世帯	所得	6,010,000 円	6,220,000 円
	収入	約 8,010,000 円	約 8,240,000 円

※収入欄はは給与収入換算額

※R4年度の保険税率で算出した場合に限度額を超過する所得額

●都道府県化による**国保納付金**のしくみ（医療分の例）

① 北海道全体で必要な納付金額		
約1,072億円		
 応能45：応益55に なるよう再計算		
応能	応益	
45%	33%	22%
所得割分	均等割分	平等割分
約483億円	約354億円	約235億円
② 恵庭市で必要な納付金額		
全道に占める所得シェア	全道に占める被保数シェア	全道に占める世帯数シェア
約1.009%	約1.116%	約1.114%
 ①（道総額）から恵庭市の 各シェア率を乗じて再計算		
所得割分	均等割分	平等割分
約4億8千万円	約4億1千万円	約2億7千万円
約11億6千万円		
③ 医療費指数の反映（医療費が高い市町村程、高い割合となる）		
約103%		
 ②（恵庭市必要額）から医療費 指数を乗じて再計算		
約11億9千万円		
④ 端数調整率を反映（全市町村統一）		
約97.3%		
 ③（医療費指数反映後総額）から 端数調整率を乗じて再計算		
約11億6千万円		
⑤ 令和4年度における恵庭市の納付金額（個別歳入・歳出反映後）		
11億8,885万3,037円		

●都道府県化による国保標準保険税率のしくみ（医療分の例）

① 北海道全体で必要な保険税賦課額（市町村個別歳入・歳出反映後）		
約895億円		
 応能47：応益53に なるよう再計算		
応能	応益	
47%	32%	21%
所得割分	均等割分	平等割分
約428億円	約280億円	約187億円
② 恵庭市で必要な保険税収納額		
全道に占める所得シェア	全道に占める被保数シェア	全道に占める世帯数シェア
約1.009%	約1.116%	約1.114%
 ①（道総額）から恵庭市の 各シェア率を乗じて再計算		
所得割分	均等割分	平等割分
約4億3千万円	約3億3千万円	約2億1千万円
約9億7千万円		
応能	応益	
44%	34%	22%
※注意事項 北海道での計算では保険税賦課総額に対し、応能47：応益53にて計算しているが、その後に市町村毎のシェア率にて各区分の必要額を算出するため、全市町村の応能・応益割比率は一定とならない。 （例）所得シェアが高く、被保数、世帯数シェアが低い場合は「応能55：応益45」のような比率になる。		
③ 恵庭市の標準保険税率		
所得総額	被保険者数	世帯数
約51億円	約11,783人	約7,615世帯
 ②（恵庭市必要額）から所得総額、 被保数、世帯数で割り返して再計算		
所得割分	均等割分	平等割分
8.55%	27,718円	28,129円